

城陽市国民保護計画

(令和6年5月)

城 陽 市

目 次

第1編	総 論	1
第1章	目的、市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
4	城陽市地域防災計画等との関係	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	市の地理的、社会的特徴	10
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	12
1	武力攻撃事態等	12
2	緊急処理事態	13
3	武力攻撃事態の類型の特徴等	14
4	市において留意する事項	16
第2編	平素からの備えや予防	17
第1章	組織・体制の整備等	17
1	市の各部局における平素の業務	17
2	市職員の参集基準等	17
3	消防機関の体制	19
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	20
第2章	関係機関との連携体制の整備	21
1	基本的考え方	21
2	府との連携	21
3	近接市町との連携	21
4	指定公共機関等との連携	22
5	ボランティア団体等に対する支援	22
6	市内の様々な機関、団体との協力関係の構築	23
第3章	情報の収集・伝達・提供等の体制整備	24
1	通信の確保	24
2	情報収集・提供等の体制整備	24
3	警報の伝達に必要な準備	26
4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	27
5	被災情報の収集及び報告に必要な準備	28
第4章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する体制の整備	30
1	避難に関する基本的事項	30
2	避難実施要領のパターンの作成	31
3	救援に関する基本的事項	31
4	運送事業者の運送力・運送施設の把握等	31
5	避難施設の指定への協力	32
6	生活関連等施設の把握等	32

第5章	物資及び資材の備蓄、整備	34
1	市における備蓄	34
2	市が管理する施設及び設備の整備・点検等	34
第6章	国民保護に関する研修及び訓練、啓発	36
1	研修	36
2	訓練	36
3	国民保護措置に関する啓発	37
4	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	38
第7章	要配慮者等への支援体制の整備	39
1	要配慮者対策	39
2	外国人対策	40
第8章	一時滞在者等の保護	41
1	一時滞在者等への情報伝達体制の構築	41
2	帰宅困難な一時滞在者等対策	41
第3編	武力攻撃事態等への対処	42
第1章	実施体制の確立	42
第1	事態認定前における初動体制	42
1	情報連絡体制の整備	42
2	市緊急事態連絡室の設置	43
3	市緊急事態連絡室の初動措置	43
4	国民保護対策本部に移行する場合の調整	44
5	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	44
第2	事態認定後の体制	45
1	市対策本部の設置	45
2	市対策本部の設置場所	45
3	市対策本部の組織	46
4	現地調整所の設置	48
5	市対策本部長の権限	48
6	市対策本部の運営に係る留意事項	49
第2章	関係機関相互の連携	51
1	国・府の対策本部との連携	51
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	51
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	52
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	52
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	53
6	市の行う応援等	53
7	ボランティア団体等に対する支援等	53
8	住民への協力要請	54
第3章	警報及び避難の指示等	55
第1	警報の伝達等	55
1	警報の内容の伝達等	55
2	警報の内容の伝達方法	56
3	緊急通報の伝達及び通知	57

第2章	避難住民の誘導等	57
1	避難の指示の通知・伝達	57
2	知事から示される避難の指示の内容	57
3	避難実施要領の策定	58
4	避難住民の誘導	61
5	武力攻撃事態に応じた対応	66
第4章	救援	69
1	救援の実施	69
2	関係機関との連携	70
3	救援の内容	70
第5章	安否情報の収集・提供	71
1	安否情報の収集	71
2	府に対する報告	72
3	安否情報の照会に対する回答	72
4	日本赤十字社に対する協力	73
5	安否情報伝達手段の活用	73
第6章	武力攻撃災害への対処	74
第1節	武力攻撃災害への対処	74
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	74
2	武力攻撃災害の兆候の通報	74
第2節	応急措置等	75
1	事前措置	75
2	退避の指示	75
3	警戒区域の設定	77
4	応急公用負担等	77
5	消防に関する措置等	78
第3節	生活関連等施設における災害への対処等	81
1	生活関連等施設の安全確保	81
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	81
第4節	NBC攻撃による災害への対処等	83
第7章	被災情報の収集及び報告	86
第8章	保健衛生の確保その他の措置	87
1	保健衛生の確保	87
2	廃棄物の処理	88
第9章	文化財の保護	89
1	文化財の保護	89
2	文化財の応急対策	90
3	文化財の復旧	90
第10章	国民生活の安定に関する措置	91
1	生活関連物資等の価格安定	91
2	避難住民等の生活安定等	91
3	生活基盤等の確保	91
第11章	特殊標章等の交付及び管理	92

第4編 復旧等	95
第1章 応急の復旧	95
1 基本的考え方	95
2 公共的施設の応急の復旧	95
第2章 武力攻撃災害の復旧	96
1 国における所要の法制の整備等	96
2 市が管理する施設及び設備の復旧	96
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	97
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	97
2 損失補償及び損害補償	97
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	97
4 他の地方公共団体からの応援に対する費用の支弁	97
5 消防庁長官等からの指示による消防の応援等を受けた場合の 費用の支弁	98
第5編 緊急対処事態への対処	99
1 緊急対処事態	99
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	99

○市国民保護計画に係る用語集

第1編 総 論

第1章 目的、市の責務、計画の位置づけ、構成等

核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現は、城陽市民共通の願いであり、平和を維持するため、国による国際協調のもとでの外交努力の継続が何より重要である。

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、市民の安心・安全が脅かされるいかなる事態においても、市民の生命、身体及び財産を守る立場から、一人ひとりの基本的人権を最大限に尊重しながら、市民の協力を得つつ、府及び関係機関と連携し、総合的な危機対応に万全を尽くす必要がある。

以下、万が一、武力攻撃事態等となった場合、避難、救援、武力攻撃災害への対処など国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市民の安心・安全を守る市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び府の国民の保護に関する計画（以下「府国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ① 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項

- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、府国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、城陽市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、市民の意見を聴取し、知事に協議して、同意を得た後、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 城陽市地域防災計画等との関係

武力攻撃事態等への対応は、自然災害や事故などの緊急事態への対応と共通する部分も多いことから、この計画に定めのない事項については、「城陽市地域防災計画」等に準じて対応する。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

この場合、日本国憲法第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限尊重する。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し国民保護措置に関する正確な情報を、府と連携して適時に、かつ、防災行政無線、新聞、放送、インターネット等適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、府、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関をはじめ、市内の様々な機関・団体と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し必要な援助について協力を要請する。この場合、市民はその自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、疾病等の療養者、日本語に理解が不十分な外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

(7) 国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(9) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

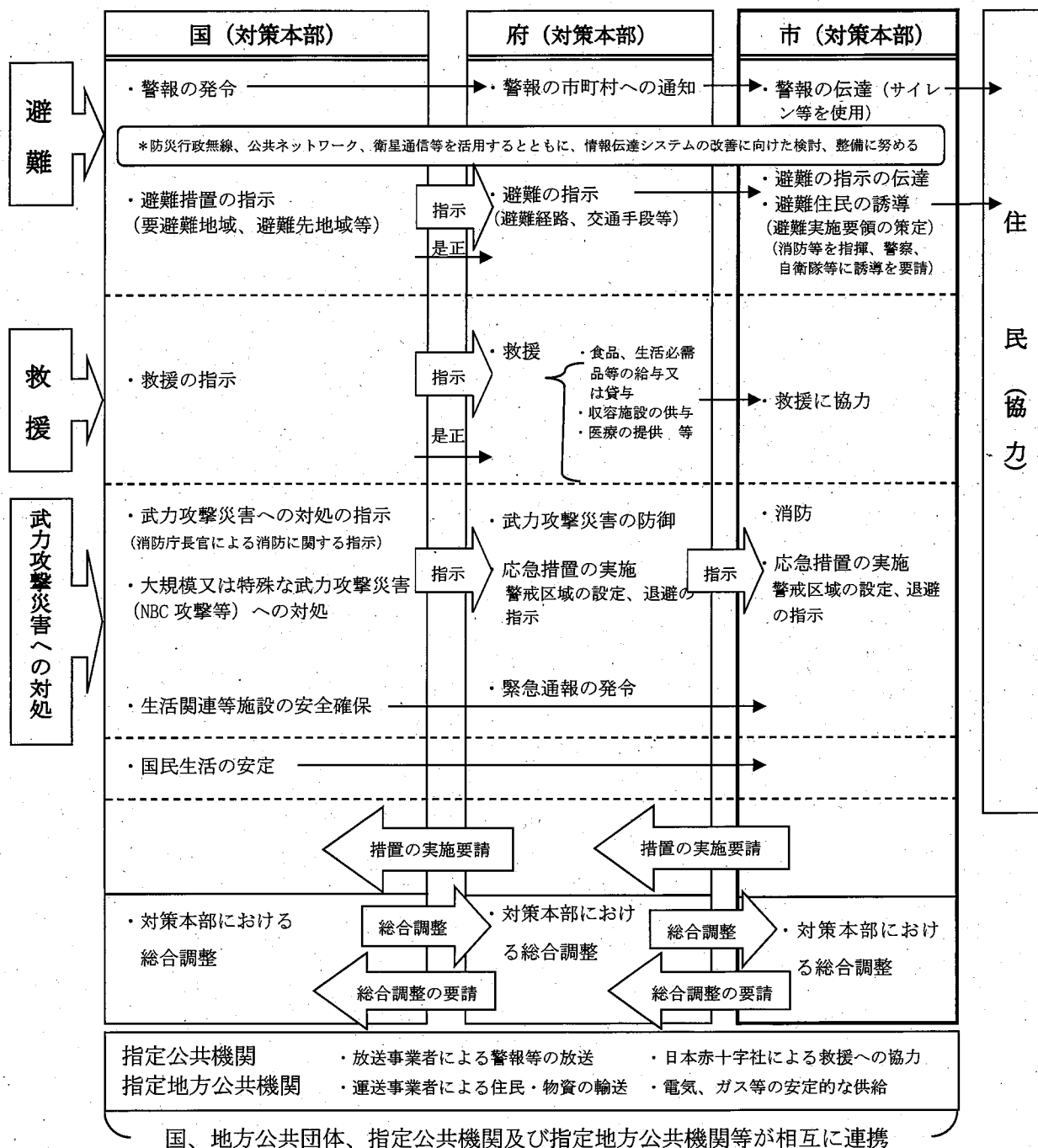
(10) 外国人への国民保護措置の適用

市は、市内に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の事務又は業務の大綱及び連絡窓口をあらかじめ把握する。

【国民の保護に関する措置の仕組み】



【市の事務又は業務の大綱】

- 1 国民保護計画の作成
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【府の事務又は業務の大綱】

- 1 国民保護計画の作成
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の通知
- 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
- 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 10 交通規制の実施
- 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制

近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 (京都財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
大阪税関(京都税関支署)	1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
京都労働局	1 被災者の雇用対策
近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉦業事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部 (近畿支部)	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化天然ガス施設等の保全 2 鉦山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 (大阪空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
大阪管区气象台 (京都地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第八管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者 日本放送協会（京都放送局） 朝日放送テレビ(株) 朝日放送ラジオ(株) (株)毎日放送 関西テレビ放送(株) 読売テレビ放送(株) 大阪放送(株) (株)京都放送 (株)エフエム京都	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者 [バス事業者] 西日本ジェイアールバス(株) 近鉄バス(株) 京阪バス(株) 阪急バス(株) 京都京阪バス(株) 京阪京都交通(株) 京都バス(株) 丹後海陸交通(株) 奈良交通(株) (株)ヤサカバス 京都交通(株) ヤサカ観光バス(株) 帝産観光バス(株)（京都支店） ケイエム観光バス(株)（京都支店） [鉄道事業者] 日本貨物鉄道(株) 東海旅客鉄道(株)（関西支社） 西日本旅客鉄道(株)（京都支社） 近畿日本鉄道(株) 京阪電気鉄道(株) 阪急電鉄(株) 京福電気鉄道(株) 叡山電鉄(株) 嵯峨野観光鉄道(株) 北近畿タンゴ鉄道(株) WILLER TRAINS(株)	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保

[トラック事業者] 佐川急便㈱（関西支社） 西濃運輸㈱（京都支店） 日本通運㈱（京都支店） 福山通運㈱（京都支店） ヤマト運輸㈱（京都主管支店） （一社）京都府トラック協会	
電気通信事業者 西日本電信電話㈱（京都支店） エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ㈱ KDDI㈱ ソフトバンク㈱ ㈱NTTドコモ	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
一般送配電事業者 関西電力送配電㈱（京都本部）	1 電気の安定的な供給
ガス事業者 大阪ガスネットワーク㈱ （京滋事業部） （一社）京都府LPガス協会	1 ガスの安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
病院その他の医療機関等 （独）国立病院機構 （京都医療センター） （一社）京都府医師会	1 医療の確保
河川管理施設及び道路の管理者 （独）水資源機構 （関西・吉野川支社） 西日本高速道路㈱（関西支社） 阪神高速道路㈱ 京都府道路公社	1 河川管理施設及び道路の管理
日本赤十字社（京都府支部）	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行（京都支店）	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置の実施に当たり、考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴は、以下のとおりである。

(1) 位置と概況

市は、京都府南部（その中心は、東経135°47'、北緯34°51'）に位置し、東西約9km、南北約5.4kmで、北方は宇治市及び久御山町に接し、東方は宇治田原町に、南方は青谷川を隔て井手町に、西方は木津川を隔て京田辺市、八幡市に隣接し、面積は32.71km²である。

(2) 地形と地質

① 地 形

本市の地形は、大きく2つに区分することができる。

市域西部の低地（木津川河谷低地）は、谷底平野の中央を木津川が通り、その両岸に自然堤防状の微高地が発達している。微高地には古くから集落が点在している。また、木津川に注ぎ込む支流には天井川となっている河川が多い。

市域東部の丘陵地（宇治丘陵）は、東の標高250mから西の京都盆地に向かって扇状地状に広がりながら緩やかに傾斜している。また、この一帯には山砂利採取跡地が多い。

② 地 質

市域西部の低地は、沖積層の未固結堆積（礫、砂、シルト、粘土質）、洪積層の半固形堆積物からなる。微高地の地盤条件は良好であるが、谷底平野・氾濫平野は軟弱な地盤を形成している。

市域東部の丘陵地は、鮮新統の半固形堆積物（花崗岩質の粗粒砂を多く含む礫層）と丹波層群の固結堆積物（泥岩を主とし、チャート・砂岩レンズ状岩体を含む）から形成されている。

③ 河 川

市域西部には、三重県伊賀市を上流端として八幡市で淀川に合流する一級河川木津川が南北に流れ、南部地域では、東西に流れる一級河川青谷川・長谷川が木津川にそそいでいる。また、西北部には一級河川古川が流れ、準用河川今池川・嫁付川と合流しながら北上し、久御山町で宇治川に合流している。

(3) 気 候

本市域は、府南部の瀬戸内海型の気候特性で、暖候期における多量の雨で特徴づけられる。

(4) 人口分布

令和6年4月1日現在の人口は、73,320人（男35,514人、女38,206人）である。

市の人口密度は、1㎢当たり2,242人と高密度である。市の人口に占める外国人の割合は、1万人当たり117人である。

(5) 道路の位置等

市内における主な道路は、自動車専用道路として京奈和自動車道（市内～京田辺市境）が南西へ、主な一般国道として国道24号（井手町境～宇治市境）が南北に、国道307号（京田辺市境～宇治田原町境）が東西に、主要地方道として、城陽宇治線（市内～宇治市境）、上狛城陽線（市内～井手町境）が、一般府道として八幡城陽線、内里城陽線、寺田水主線、富野荘八幡線、山城総合運動公園城陽線が縦横に伸びている。

なお、新名神高速道路については、平成29年4月に城陽～八幡京田辺間が開通し、大津JCT～城陽JCT間については、現在、早期開通に向け整備が進められている。

(6) 鉄道の位置等

鉄道は、JR奈良線（宇治市境～井手町境）が市内中心部を通り、近鉄京都線（宇治市境～京田辺市境）が市内西部を通っており、市民の輸送を担っている。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり府国民保護計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等とは、以下の武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2) 武力攻撃事態の類型として、次の4類型が示されている。

①着上陸侵攻	船舶による上陸又は航空機による侵攻部隊の投入による攻撃
②ゲリラや特殊部隊による攻撃	不正規軍の要員であるゲリラや正規軍である特殊部隊による都市部、政治・経済の中枢部、鉄道、橋りょう、ダム、原子力施設などに対する攻撃
③弾道ミサイル攻撃	弾頭に、通常弾頭のほか、核、生物剤、化学剤を搭載した攻撃
④航空攻撃	着上陸侵攻に先立つ攻撃、都市部やライフラインに対する攻撃

2 緊急対処事態

(1) 緊急対処事態とは、次の事態をいう。

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

(2) 緊急対処事態の事態例として、次の4事態が示されている。

① 攻撃対象施設等による分類	
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	○ 原子力事業所等の破壊 ○ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ○ 危険物積載船への攻撃 ○ ダムの破壊
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	○ 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ○ 列車等の爆破
② 攻撃手段による分類	
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	○ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ○ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ○ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ○ 水源地に対する毒素等の混入
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	○ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ○ 弾道ミサイル等の飛来

【ダーティボム（汚い爆弾）：放射性物質を爆薬により広範囲に拡散させ、被害をもたらす兵器のこと。】

3 武力攻撃事態の類型の特徴等

(1) 府国民保護計画に示された武力攻撃事態の4類型の特徴等は以下のとおりである。

	着上陸侵攻	ゲリラ、特殊部隊等	弾道ミサイル・航空機
要避難 地域の 範囲	・ 広範囲	・ 応急的かつ柔軟な 避難が必要	・ 攻撃目標の特定は困難 ・ 広範囲に避難を指示 (航空機のみ)
避難の 指示	・ 比較的長期に及ぶことを 前提に対処	① 要避難地域からの 迅速な避難の実施 又は屋内への一時 避難 ② 移動の安全が確認 された後、適切な避 難先に移動	① 近傍のコンクリート 造等の堅牢な施設、建 築物の地階、地下街、 地下駅舎等への屋内 への避難 ② 事態の推移、被害の状 況等に応じ、他の安全 な地域へ避難
留意 事項	・ 予測事態での避難が重要 ・ 避難における混乱防止 ・ 運送力の確保 ・ 国の総合的方針に基づく 避難措置の指示を踏ま え対応 ・ 交通規制の実施	・ 状況の推移に伴い 応急的かつ柔軟な避 難 ・ 市町村、府、警察、海 上保安庁、自衛隊間 で適切な役割分担の もと避難誘導 ・ 緊急通報の発令、退 避の指示、警戒区域 の設定等の措置	・ 弾頭の種類により対応 が大きく異なる。

(2) 府国民保護計画に示されたNBC攻撃の特徴等は以下のとおりである。

	核兵器等	生物兵器	化学兵器
共通的留意事項	・消防機関、警察は、防護服を着用する等、職員の安全を図るための措置を講じた上で、避難住民を誘導 ・避難誘導の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用させること、マスクや折畳んだハンカチ等を口及び鼻にあてさせることなどに留意		
初期避難及びその後の避難行動	・核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難、安定ヨウ素剤の服用、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある場合は、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難 ・放射降下物による外部被ばくを最小限に押さえるため、風下を避けて風向の垂直方向に避難 ・ダーティボムによる攻撃の場合は、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難	・武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・人や動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が非常に困難であり、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を講ずる。	・武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難 ・化学剤は、一般的に空気より重いいため、可能な限り高所に避難

【NBC（エヌビーシー）攻撃：核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃のこと。核（Nuclear）、生物（Biological）、化学（Chemical）の頭文字からNBCという。】

(3) 府国民保護計画に示された緊急処理事態の特徴等は、以下のとおりである。

	攻撃対象施設等による分類		攻撃手段による分類	
	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等
事態例	①原子力事業所等 ②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等 ③危険物積載船 ④ダム	①大規模集客施設 ②ターミナル駅等 ③列車等	①ダーティボム等 ②炭疽菌等生物剤の大量散布 ③サリン等化学剤の大量散布 ④水源地对する毒素等の混入	①航空機等による自爆テロ ②弾道ミサイル等の飛来
被害の概要	①大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく ②爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障 ③危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障 ④下流に及ぼす影響は多大	爆破による人的被害が発生、施設が崩壊した場合には人的被害は多大	①爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害や、放射線により正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症、小型核爆弾は、核兵器の特徴と同様 ②生物剤の特徴は生物兵器の特徴と同様、毒素の特徴は、化学兵器の特徴と類似 ③化学剤の特徴は、化学兵器の特徴と同様	・施設破壊に伴う人的被害で、施設の規模により被害規模が変化 ・攻撃目標周辺への被害も予想 ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障

4 市において留意する事項

基本指針においても、武力攻撃事態等の具体的な想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものになるかについて一概に言えないとされている。

したがって、市の区域における武力攻撃事態の具体的な想定を行うことは困難であるが、市の地理的・社会的特性から、列車や大規模集客施設等へのテロ攻撃等に留意する必要があると思われる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、市の各部局における平素の業務、市職員の参集等について、以下のとおり定める。

1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための業務を、防災をはじめとする様々な危機管理体制の強化に関する業務と併せて行うものとする。

また、国民保護に関する措置の総括、各部局間の調整、企画立案等のほか、以下の国民保護措置に係る平素の業務については、危機・防災対策主管課において行うものとする。

なお、各部局の平素の業務の詳細については、別に定める。

【国民保護措置に関する平素の業務】

- ・市国民保護計画の見直し、変更に関すること
- ・市国民保護協議会の運営に関すること
- ・市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置準備に関すること
- ・国民保護措置の研修・訓練に関すること
- ・国民保護措置の啓発に関すること
- ・警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関との調整その他の住民の避難に関する措置の準備に関すること
- ・退避の指示、警戒区域の設定、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の準備に関すること
- ・物資及び資材の備蓄等に関すること
- ・防災行政無線の維持に関すること
- ・安否情報の収集体制の整備に関すること

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

担当職員が登庁後は、消防本部より引き継ぎ、国民保護措置を実施する体制を整備する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①情報連絡体制	市災害対策本部1号配備体制に準じて職員を参集
②市緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全組織での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全組織での対応が必要な場合 ・現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合 ・近傍の自治体で多数の人を殺傷する行為等の事案が発生し、市でも生起する可能性が考えられる場合		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全組織での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全組織での対応が必要な場合 ・現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合 ・近傍の自治体で多数の人を殺傷する行為等の事案が発生し、市でも生起する可能性が考えられる場合	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び危機・防災対策主管課職員は、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・電子メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び危機・防災対策主管課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じて職員を参集する。

(6) 活動体制

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務について市地域防災計画に定める体制に準じて別に定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ・ 交代要員の確保その他職員の配置
- ・ 食料、燃料等の備蓄
- ・ 自家発電設備の確保
- ・ 仮眠設備等の確保等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、府と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、府と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、担当部署については、具体的な権利利益の救済内容に応じて決定する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事（法第81条第2項） 特定物資の保管命令に関する事（法第81条第3項） 土地等の使用に関する事（法第82条） 応急公用負担に関する事（法第113条第1項・5項）
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの（法第70条第1項・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項）
不服申立てに関する事（法第6条、175条）	
訴訟に関する事（法第6条、175条）	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書取扱規程の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

また、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2章 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、府、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、これら関係機関との連携体制の整備について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、国民保護協議会、防災会議、府の広域振興局ブロック毎の危機管理関係機関連絡会議など防災・危機管理等の既存の連携体制も活用し、関係機関との連携の強化に努める。

また、市国民保護計画と関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

2 府との連携

(1) 府の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき府の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、山城広域振興局を核として府と必要な連携を図る。

(2) 府との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、府との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の府への協議

市は、府との国民保護計画の協議を通じて、府の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 府警察及び道路管理者（国、府、西日本高速道路株式会社）との連携

市が管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、府警察及び道路管理者（国、府、西日本高速道路株式会社）と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、特に近接する市町と連携するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設け、武力攻撃災害の防衛、避難の実施体制、物資及び資材

の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等を活用すること等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有について把握する。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び地域防災リーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、城陽市災害ボランティアセンター、その他各種ボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

6 市内の様々な機関、団体との協力関係の構築

市は、府と連携し、武力攻撃等の情報、警報、避難の指示の伝達、緊急通報など様々な情報を市民に対して的確かつ迅速に提供し、また、被災情報や安否情報の収集を円滑に実施するため、市内の様々な機関や団体との協力関係の構築に努める。

警報等の伝達	学校、病院、駅その他の多数の人が利用する施設の管理者
安否情報の収集	医療機関、学校、大規模事業者
その他	生活関連等施設の管理者

第3章 情報の収集・伝達・提供等の体制整備

武力攻撃事態等においては、国民保護措置に関する情報、警報及び避難の指示の伝達、被災情報、安否情報など様々な情報を関係機関相互間で共有し、市民に対して的確かつ迅速にこれらの情報を伝達することが重要である。このため、市は、通信の確保及び情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者、非常通信協議会等との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

2 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、自然災害時における体制を活用し、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

3 警報の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民及び関係団体に伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）の理解が行きわたるよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、城陽市国際交流協会、自主防災組織の会長等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の活用

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線を有効に活用にする。この際、通信精度の向上に留意する。

(3) 国が整備する緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）との連携

国からの情報を迅速かつ確実に受信するため、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）を有効に活用する。

(4) 府警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、府から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設等に対する警報の伝達について、府との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、府と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるよう環境の整備に努める。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し又は死亡した住民の安否情報（下記「収集・報告すべき情報」参照）の報告を京都府に行うに当たっては、原則として安否情報システムにより報告するとともに同システムによる報告ができない場合においては、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、府に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民、負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要な事項
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡住民

- （上記①～⑦に加えて）
- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑯ 遺体が安置されている場所
 - ⑰ 連絡先その他必要情報
 - ⑱ ①～⑦及び⑮～⑰を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、府の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関の所在及び連絡先についてあらかじめ把握する。

5 被災情報の収集及び報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制を整備して、以下の被災情報を迅速に収集する。

- ① 武力攻撃災害が発生した日時及び場所
- ② 武力攻撃災害の状況の概要
- ③ 人的及び物的被害の状況

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

令和 年 月 日 時 分
城 陽 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 令和 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△□□A番地のB（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市 町 村 名	年 月 日	性 別	年 齢	概 況

(2) 担当者の育成

市は、情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等に必要な知識や手順について研修や訓練を通じ担当者を育成する。

第4章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する体制の整備

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
(※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- GIS地図
(※ 住宅が判別できる最新版のもの)
- 区域内の道路網のリスト
(※ 避難経路として想定される高速道路、国道、府道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、府、民間事業者等）の連絡先一覧、協定等
(※ 特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部に表示できるように準備)
- 自主防災組織等の連絡先等一覧
(※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力が得られるよう、平素から連携・協力の関係を構築する。

(4) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、府、府警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成したマニュアルを参考に、観光旅行者や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 府との調整

市は、府から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や、市が府の行う救援を補助する場合について、市の行う救援の活動内容や府との役割分担等を、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ府と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、府と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の運送力・運送施設の把握等

市は、府と連携して、運送事業者の運送力の把握や運送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の運送力及び運送施設に関する情報の把握

市は、府が保有する市の区域の運送に係る運送事業者の運送力及び運送施設に関する以下の情報を共有する。

○ 運送力に関する情報

- ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○ 運送施設に関する情報

- ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

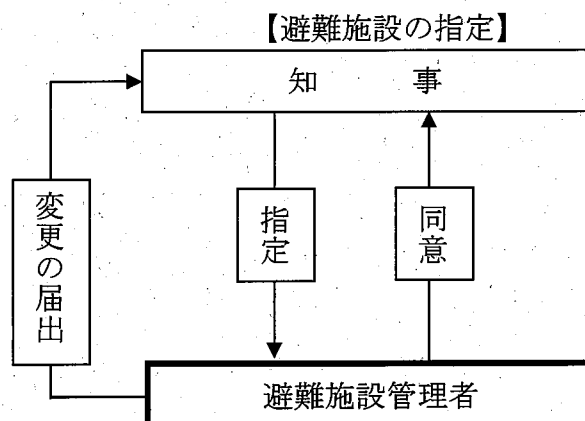
(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、府が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、府が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど府に協力する。

市は、府が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、府と共有するとともに、府と連携して市民に周知する。



6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、府を通じて把握するとともに、府との連絡態勢を整備する。

また、自ら管理する生活関連等施設について、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、既存のマニュアル等を活用して安全確保措置の実施のあり方を定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管府担当部局】

国民保護 法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管府 担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	危機管理監
	2号	ガス工作物	経済産業省	危機管理監
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、 配水池	厚生労働省	建設交通部
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	建設交通部
	5号	電気通信事業用交換施設	総務省	危機管理監
	6号	放送用無線施設	総務省	危機管理監
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	建設交通部
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設	国土交通省	建設交通部
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	建設交通部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	総務部
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	健康福祉部
	3号	火薬類	経済産業省	危機管理監
	4号	高圧ガス	経済産業省	危機管理監
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	危機管理監 健康福祉部
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	危機管理監
	7号	放射性同位元素（汚染物質含む）	文部科学省	危機管理監 総務部 健康福祉部 農林水産部
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	健康福祉部 農林水産部
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	危機管理監
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）	危機管理監 総務部 健康福祉部
	11号	毒性物質	経済産業省	危機管理監

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、府の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この際、府警察等との連携を図る。

第5章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねて整備する。

なお、国民保護措置に従事する職員の飲料水や食料などについても同様とする。

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料 など

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び府の整備の状況等も踏まえ、府と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 府との連携

市は、府と連携して国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備を図る。この際、府、他の市町等と相互に備蓄状況の把握に努め、自然災害時等における協定等について必要な見直しを行うなど備蓄物資等を融通しあえるよう関係強化に努める。

2 市が管理する施設及び設備の整備・点検等

(1) 施設及び設備の整備・点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備・点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、市が管理する上下水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用して整備・点検を行うとともに、系統の多重化、バックアップ体制の整備等による

代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、適切な保存を図り、バックアップ体制の整備に努める。

第6章 国民保護に関する研修及び訓練、啓発

市職員は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の識見を有する職員を育成するため、消防大学校、府消防学校等の研修機関の研修課程や府の実施する研修等を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修

市は、職員に対して、国、府等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、府と連携し、消防団員、学校関係者、大規模事業所関係者及び自主防災組織の役員、地域防災リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】 (<http://www.kokuminhogo.go.jp/>)

※【総務省消防庁ホームページ】 (<http://www.fdma.go.jp/>)

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、府、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、府、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、府警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練、実際に人・物等を動かす実動訓練等、判断及び実際の行動を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練等を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等について、自主防災組織の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自主防災組織などと連携し、市民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、市民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、府と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震時等の計画及びマニュアル等に準じて警報の伝達及び避難誘導を適切に行うために必要な訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、府警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

3 国民保護措置に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

(1) 啓発の方法

市は、国及び府と連携しつつ、市民に対し、広報紙、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民

保護に関する市民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も生かしながら市民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、府教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

4 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル発射時に市民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動や、地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、平素から市民に対し周知するよう努める。

この際、市は、日本赤十字社、府、消防機関などとともに、傷病者の応急手当の方法について普及するとともに、府警察と連携して武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区域外への車両の移動、警察の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

第7章 要配慮者等への支援体制の整備

市は、武力攻撃事態等において、高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及び言語、生活習慣の異なる外国人に対し、避難、救援、情報伝達などの国民保護措置を府及び関係機関と連携し、迅速かつ的確に実施できるよう必要な対策について、以下のとおり定める。

1 要配慮者対策

(1) 要配慮者の所在の把握等

市は、防災・福祉部局、消防本部、自主防災組織、福祉関係者等との連携を図り、高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者に関する最新の情報の収集に努める。

情報の収集に当たっては、本人の同意を得る等個人情報の保護に十分配慮し、収集した情報は適正に管理する。

(2) 要配慮者への情報伝達体制の整備

市は、平素から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度等高齢者サービス等事業者、障害福祉サービス等事業者等の福祉関係者、地域の自主防災組織等との連携を強化し、情報の的確かつ迅速な伝達や安否確認が可能な体制の整備に努める。

この際、府が構築する各種手段による情報等の伝達や安否確認のシステムの構築など必要な支援を受けるための連携を強化する。

(3) 避難支援体制の整備

市は、要配慮者のうち災害時の避難等において特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）及び避難支援者に対して避難行動要支援者名簿を活用しつつ、的確かつ迅速な情報伝達体制の構築に努めるとともに、個々の避難行動要支援者に対し複数の避難支援者を定めるなど、具体的な計画の策定に努める。

(4) 病院等施設所在者の避難誘導体制の整備

市は、病院、老人福祉施設、障がい者施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が所在している施設の管理者に対して、火災や地震等のための既存の計画等を参考にして、平素から避難誘導を適切に行うための体制の整備に努めるよう要請する。

(5) 要配慮者の安全確保等

- ① 市は、避難実施要領を作成する場合、武力攻撃事態等において要配慮者が迅速かつ適切に避難できるよう配慮する。
- ② 市は、武力攻撃事態を想定した訓練を実施する場合、市民等の協力も得て要配慮者を含めた訓練の実施に留意する。
- ③ 市は、食料及び生活必需品の確保に当たっては、要配慮者のニーズに配慮した物資の確保に努める。
- ④ 市は、府と連携して点字や音声等を使用した広報媒体を活用するなどの方法により、国民保護等の啓発に努める。

＊【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である。（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針」（平成 25 年 8 月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第 49 条の 10 において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に関わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

2 外国人対策

(1) 外国人支援体制の整備

市は、城陽市国際交流協会との連携を強化し、武力攻撃事態等をはじめ様々な緊急事態において、地域全体で外国人を支援できる体制の整備に努める。

(2) 日本語の理解が不十分な外国人への情報伝達

市は、府と連携して日本語の理解が不十分な外国人に対し警報、避難の指示の伝達などの情報について多言語化に努める。この際、府が、外国語放送等の処置をした場合はその内容を迅速に伝達できる体制の整備に努める。

(3) 避難施設の運営

市は、言語、生活習慣の異なる外国人に配慮した避難所の運営に努める。

(4) 外国人の安全確保

① 市は、防災の避難場所、道路標識等の表示板の多言語化を進める。

② 市は、府と連携し、防災や国民保護の訓練への外国人住民の参加の推進に努める。

③ 市は、府及び国と連携し、外国語による啓発パンフレットの作成・配布など多言語による国民保護等の普及啓発に努める。

④ 市は、外国人雇用者の多い企業・事務所などにおける国民保護に関する啓発が行われるよう配慮する。

⑤ 市は、通訳・翻訳ボランティアとの連携体制の確保に努める。

第8章 一時滞在者等の保護

武力攻撃事態等においては、警報や避難の指示など多くの情報が、市から自主防災組織等を通じて市民に伝達されることとなるが、一時滞在者等は、こうした伝達ルートから外れており、地理にも不案内である。こうしたことから、市は、一時滞在者等に対し、市民と同様、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、必要な対策について、以下のとおり定める。

なお、外国人滞在者等については、前章第2の外国人対策も踏まえ配慮を行うものとする。

1 一時滞在者等への情報伝達体制の構築

(1) 各種団体等との連携

市は、府と連携し、一時滞在者等に対し警報、避難の指示の伝達が的確かつ迅速にできるよう、城陽市観光協会や城陽市国際交流協会、各種団体等を通じての情報伝達体制及び公共交通機関やタクシー、コンビニエンスストア等との情報伝達体制の整備に努める。

(2) 一時滞在者等への情報提供

市は、府と連携し、一時滞在者等への情報を的確かつ迅速に提供できるよう、情報提供窓口の設置や市ホームページによる情報等の伝達体制の構築に努めるとともに、放送事業者等へ迅速かつ的確な情報が伝達できるよう平素から意思の疎通に努める。

2 帰宅困難な一時滞在者等対策

他の都道府県、市町村で武力攻撃事態等が発生した場合、公共交通機関が途絶し、帰宅が困難な一時滞在者等が市内に発生することが想定されることから、市は、「相談窓口の設置」、「帰宅支援活動」等の対策について、府と連携して検討する。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 実施体制の確立

第1 事態認定前における初動体制

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、発生現場において初動的な対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 情報連絡体制の整備

市は、市民、消防、府警察等から市域内における武力攻撃の兆候の通報や他市町村及び他府県での武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の発生などを把握した場合は、必要に応じ城陽市災害対策本部条例施行規則（昭和63年3月15日規則第4号）第6条に定める関係職員（1号配備）を参集させ、直ちに警戒態勢をとり、以下の措置を行う。

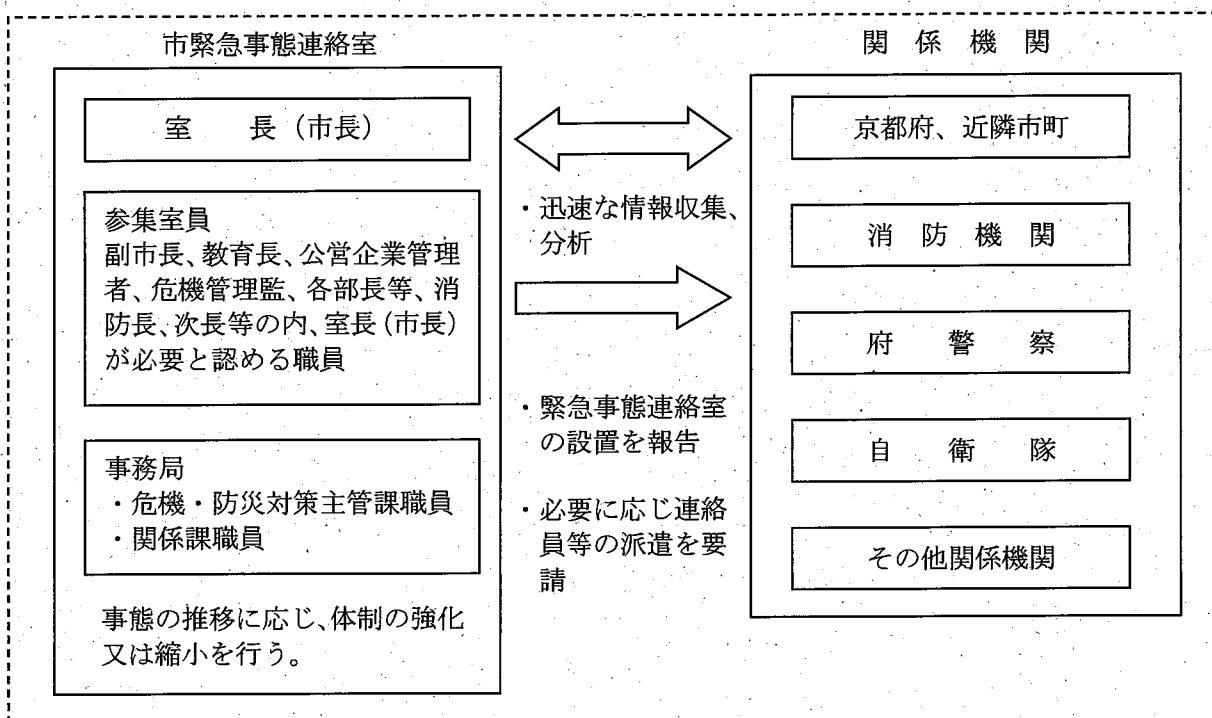
- (1) 武力攻撃の兆候の通報や他市町村及び他府県での武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の発生について、直ちに市長に報告する。
- (2) 関係者による会議を開催し、以下の事項について協議・検討する。
 - ① 情報の収集・分析に関すること
 - ② 市民への広報や報道対応に関すること
 - ③ 対策本部体制への移行準備に関すること
 - ④ 必要な初動措置に関すること
- (3) 府、府警察、指定地方公共機関などの関係機関と連絡調整を行う。
- (4) 収集・整理した情報を適宜、市長に報告し、必要に応じ指示を仰ぐ。

2 市緊急事態連絡室の設置

市長は、市民、消防、府警察及び現場からの情報等により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、府及び府警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため市緊急事態連絡室を設置する。

市緊急事態連絡室は、本部員のうち、事案発生時の対処に不可欠な要員により構成するとともに、迅速な情報の収集・提供のため現場における消防機関等との通信の確保に留意する。

【市緊急事態連絡室の構成】



3 市緊急事態連絡室の初動措置

(1) 府への報告

市は、事案の発生、市緊急事態連絡室の設置等について、直ちに府に連絡する。

(2) 関係機関との連携

市緊急事態連絡室は、府、府警察、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、府、消防本部、市教育委員会、自主防災組織、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対し迅速に情報提供を行う。

(3) 初動対応

- ① 市は、市緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、室長 (市長) は、国、府等から入手

した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

- ② 市は、警察官が行う警察官職務執行法に基づく避難の指示、警戒区域の設定、道路交通法に基づく交通規制等が円滑になされるよう、府警察と緊密な連携を図る。
- ③ 政府による事態認定が行われ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、室長（市長）は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

室長（市長）は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、府や他の市町村等に対し支援を要請する。

4 国民保護対策本部に移行する場合の調整

- (1) 市緊急事態連絡室を設置した後に国において事態認定が行われ、市に対し、国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合は、直ちに城陽市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置して新たな体制に移行するとともに、市緊急事態連絡室は廃止する。
- (2) 市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

5 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から府を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に対して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制の強化が必要と判断した場合には、担当部局による情報連絡体制の確立、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2 事態認定後の体制

市は、事態認定後において、迅速かつ的確な国民保護措置を実施するため、市対策本部の設置手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び府知事を経由して対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合は、直ちに市対策本部を設置するとともに、その旨を市議会に報告する。

また、市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

【市対策本部の設置の手順】

（市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。）

① 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知受理

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び府知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

（事前に市緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部設置時に廃止する。）

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 情報収集及び連絡体制の確保

国民保護担当課は、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。この際、速やかに通信手段（電話、FAX、電子メール等）の状態を確認する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

2 市対策本部の設置場所

市対策本部は、城陽市役所本庁舎4階第2会議室に開設する。

この際、市庁舎等が被災するなど市対策本部を市庁舎内に設置できない場合には、市の管理施設等の中から事態の状況等を考慮して指定した場所に設置する。

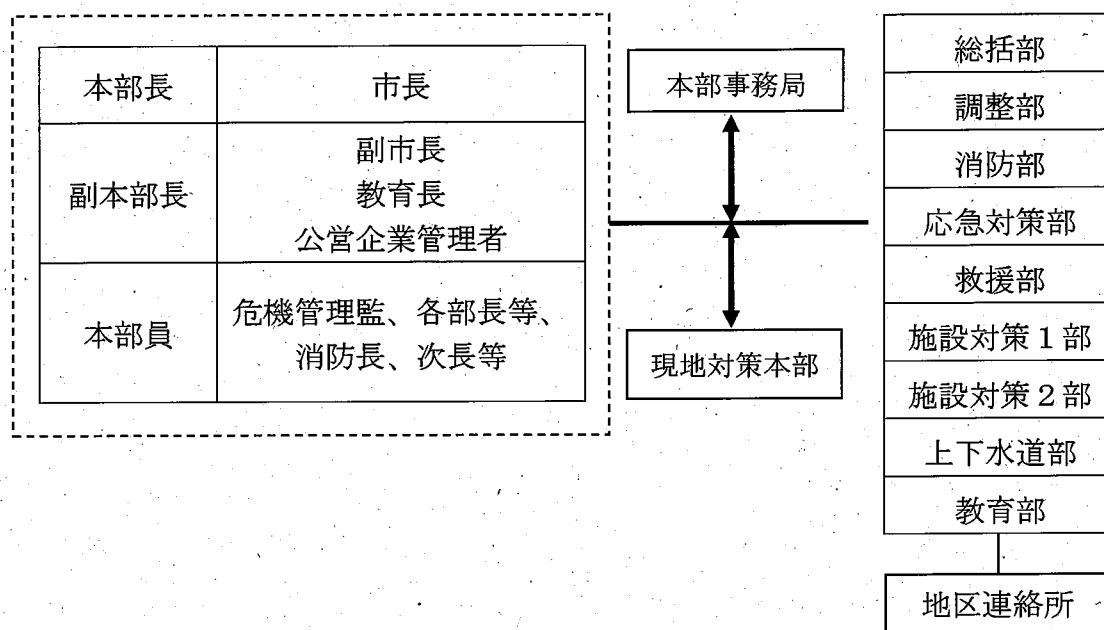
また、市域を越える避難が必要で、市域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

3 市対策本部の組織

(1) 市対策本部長、副本部長、本部員

- ① 市対策本部本部長（市長、以下「本部長」という。）は、市対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- ② 市対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、教育長、公営企業管理者をもって充て、本部長を助け、市対策本部の事務を整理する。
- ③ 市対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、危機管理監、各部長等、消防長、次長等をもって充てる。

【市対策本部の組織図】



- (※1) 本部事務局は、総括部の危機管理監、危機・防災対策主管課、消防本部を核として、各部の代表者で構成する。
- (※2) 各部の編成及び業務については、城陽市災害対策本部条例施行規則を準用する。
- (※3) 国民保護措置の実施に当たり、各班に属さない事項が生じた場合は、市対策本部会議において担当部・班を決定する。

【本部事務局の主な事務】

- ・市対策本部会議の運営に関する事項
- ・本部長の重要な意思決定に係る補佐
- ・本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示及び調整
- ・市が行う国民保護措置に関する調整
- ・府への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項
- ・知事等及び他の市町村長等に対する応援の求め、自衛隊の部隊等の派遣要請の求めに関する事項
- ・府を通じた指定行政機関の長等への措置要請及び職員の派遣要請に関する事項
- ・被災情報、避難及び救援の実施状況、安否情報等の収集・整理及び要約に関する事項
- ・市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録
- ・通信回線や通信機器の確保
- ・被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整等対外的な広報活動
- ・本部員や市対策本部職員の勤務管理
- ・その他庶務に関する事項

【武力攻撃事態における主要な業務】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること |
| <ul style="list-style-type: none"> ・安否情報の収集に関すること ・市民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること |
| <ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の運営体制の整備に関すること ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること |
| <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に関すること |
| <ul style="list-style-type: none"> ・復旧に関すること ・特殊標章等の交付に関すること |
| <ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） ・市民等の避難誘導に関すること |

(2) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、府等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(3) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

4 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（府、府警察、自衛隊、医療機関、消防機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は、職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

5 市対策本部長の権限

本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 府対策本部長に対する総合調整の要請

本部長は、府対策本部長に対して、府並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、本部長は、府対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め

本部長は、府対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

6 市対策本部の運営に係る留意事項

(1) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

② 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に情報提供できる体制を整備

③ 留意事項

- ・ 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- ・ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、本部長自ら記者会見を行うこと。
- ・ 府と連携した広報体制を構築すること。

(2) 通信の確保

① 情報通信手段の確保

市は、衛星携帯電話、携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

② 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に派遣する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

③ 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第2章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、府、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・府の対策本部との連携

(1) 国・府の対策本部との連携

市は、府の対策本部・支部（必要に応じ広域振興局長を支部長として設置することとされている。）及び府を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・府の現地対策本部との連携

市は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、府・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他府の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊京都地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、市域を担当区域とする陸上自衛隊中部方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。
- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 府への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、府に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、府を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、府を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
 - ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、府に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等
市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援
市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織の会長等の地域のリーダーとなる市民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。
- (2) ボランティア活動への支援等
市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、城陽市災害ボランティアセンターの災害時体制への移行を決定するとともに、府と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティア活動の拠点となるボランティアセンターにおける登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努めるなどボランティア活動を支援する。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、府や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、市民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第3章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

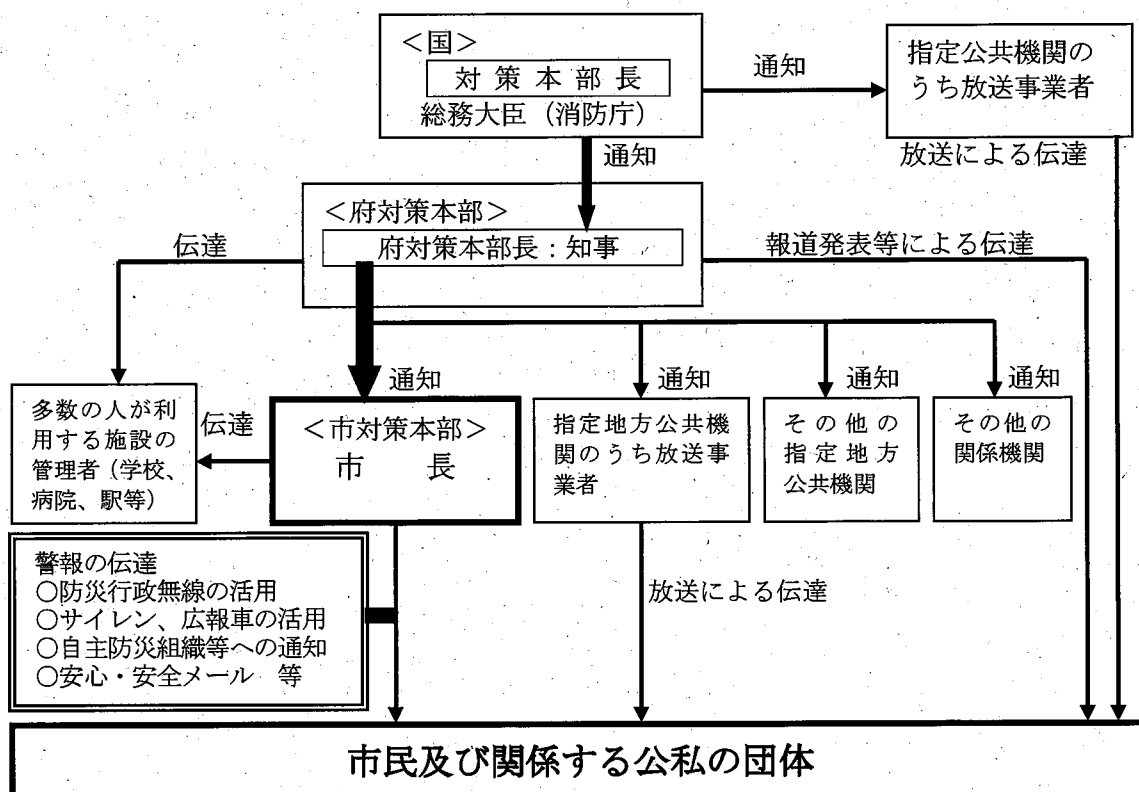
(1) 警報の内容の伝達

市は、府から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに市民及び関係のある公私（消防団、自主防災組織、社会福祉協議会、商工会議所、青年会議所、病院、学校、農業協同組合など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<https://www.city.joyo.kyoto.jp/>）、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等により警報の内容を周知する。

【警報の通知・伝達の仕組み】



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法は、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線、市広報車、消防車両等あらゆる広報手段を活用して国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起を図り、電子メール等も活用して武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線や、ホームページ、SNS等をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して市民に周知を図る。また、広報車の使用や電子メールの活用、消防団や自主防災組織による伝達、協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※なお、全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）によって伝達された情報をホームページに掲載する等により、周知を図る。

- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを生かし、自主防災組織や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、避難行動要支援者については、危機管理・福祉部局が連携して、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の市民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、府の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うことは、市民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の市民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に府に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、市民に対して迅速に伝達する。

2 知事から示される避難の指示の内容

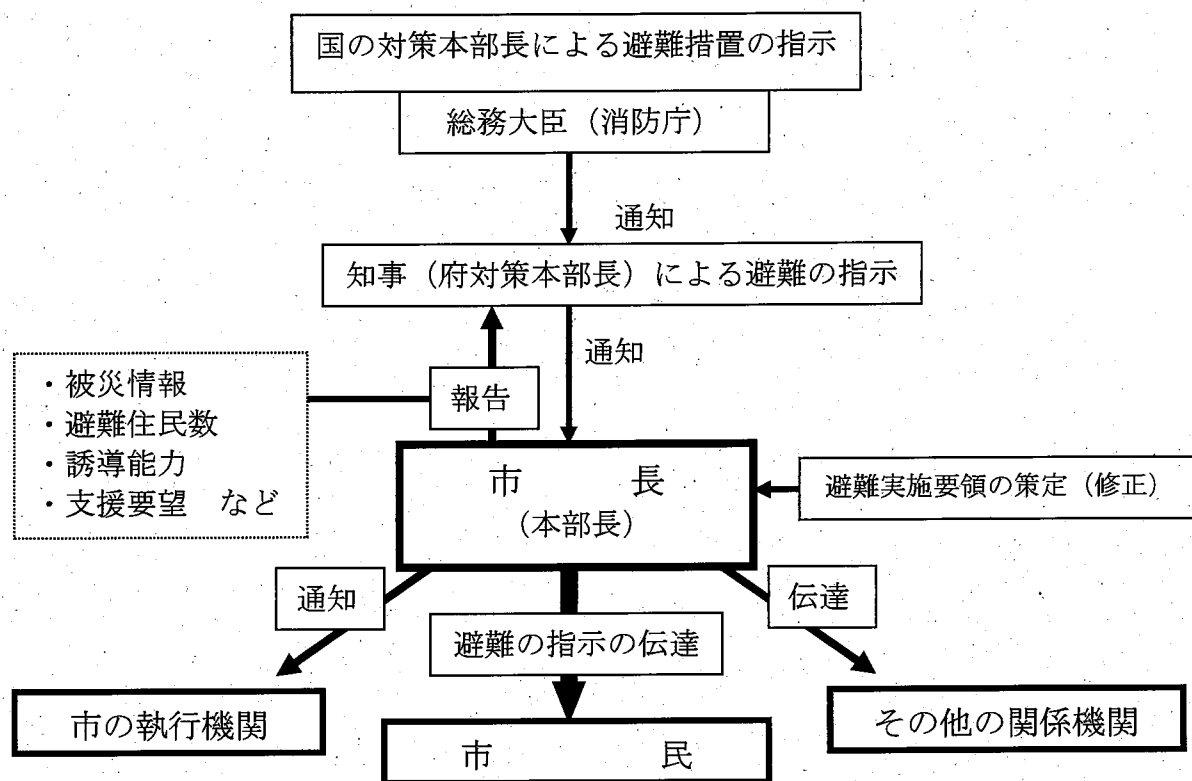
(1) 項目

- ① 要避難地域（住民の避難が必要な地域）
- ② 避難先地域（住民の避難先となる地域）
- ③ 住民の避難に関して関係機関が講じるべき措置の概要
- ④ 主要な避難経路
- ⑤ 避難のための交通手段等

- (2) 住民の避難のための交通手段については、原則、徒歩、自転車及び公共交通機関（バス、鉄道等）とされている。

なお、自力での徒歩等が困難な要配慮者の避難や公共交通機関が限られている地域などにおける避難については、地理的条件や事態の状況などを考慮し、府警察の意見を聴いた上で、自家用車等を交通手段として示すこととされている。

【避難の指示の流れ】



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

3 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、府、府警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後、速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領策定の際の留意事項

市は、府国民保護計画に記載されている以下の事項に留意して、避難実施要領を策定する。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
 - ・要避難地域等の住所の詳細な記載
 - ・地域の実情に応じた適切な避難の実施単位の記載（自主防災組織、事務所等）
- ② 避難先
 - ・避難先の住所及び施設名の具体的な記載
- ③ 一時集合場所及び集合方法
 - ・一時集合場所等の住所及び場所名の記載
 - ・集合場所への交通手段の記載
- ④ 集合時間
 - ・避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間の記載
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
 - ・集合場所等での避難の実施単位や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等の記載
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
 - ・避難誘導の交通手段の明示
 - ・集合後の避難誘導の開始時間及び避難経路の具体的な記載
- ⑦ 市職員、消防職員及び消防団員の配置等
 - ・市職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務の明示
- ⑧ 避難行動要支援者等への対応
 - ・避難行動要支援者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難行動要支援者名簿の活用等による優先的避難方法の検討
 - ・病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が所在している施設の施設単位での避難方法の検討
 - ・火災や地震等のための既存の計画等を参考にして、職員による引率、保護者等への連絡及び引渡、車椅子や担架による移動の補助など、できる限りの措置を記載
 - ・民生委員・児童委員、自主防災組織等による避難誘導の実施協力の記載
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
 - ・要避難地域における残留者の確認方法の記載
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
 - ・避難誘導中の避難住民に対する食料・飲料水・医療・情報等の支援内容の記載
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
 - ・避難住民に最低限必要な携行品、服装の記載
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
 - ・問題が発生した際の緊急連絡先の記載

【避難実施要領の策定における考慮事項】

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
（府との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定（避難支援プラン、避難行動要支援者支援組織の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、府警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所及び現地対策本部の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（府対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、府を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、府を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめることが大切である。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、市民及び関係機関に伝達する。その際、市民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の市民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、消防団長、警察署長及び自衛隊京都地方協力本部長等に通知する。

さらに、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

4 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領に基づき、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自主防災組織、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。その際、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間は、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを生かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下「警察署長等」という。）に対して、警察官、又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。その際、知事に対し要請した内容を通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織会長等の地域においてリーダーとなる市民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における飲食物等の供給や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、府と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 避難行動要支援者、乳幼児等への配慮

市長は、避難行動要支援者、乳幼児等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者名簿を活用するとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度等高齢者サービス事業者、障害福祉サービス等事業者等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

なお、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得ることを考慮する。

(7) 病院等の施設利用者の避難誘導

市長は、病院、老人福祉施設、障がい者施設、保育所その他自ら避難することが困難な者の避難に関し、市及び施設の管理者のみでは、十分な運送手段を確保することができない場合は、府、府警察、自衛隊等の関係機関に運送手段の確保の協力を要請するものとする。

(8) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(9) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(10) 避難所等における安全確保等

市は、府警察が行う被災地、避難所等における犯罪の防止等のための活動に必要な協力を行うとともに、市民等からの相談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努め

る。

(11)動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(12)通行禁止措置の周知

市が管理する道路の通行禁止等の措置を行ったときは、他の道路管理者（国、府、西日本高速道路株式会社）に通知するとともに、府警察と協力して、直ちに、市民等に周知徹底を図るよう努める。

(13)府に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、府による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(14)避難住民の運送の要請等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、府との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、府を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、府対策本部長に、その旨を通知する。

(15)避難住民を誘導する者による警告、指示等

避難誘導を行う者は、法第66条第1項の規定により、避難に伴う混乱等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれがある者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

(16)避難住民の誘導への協力

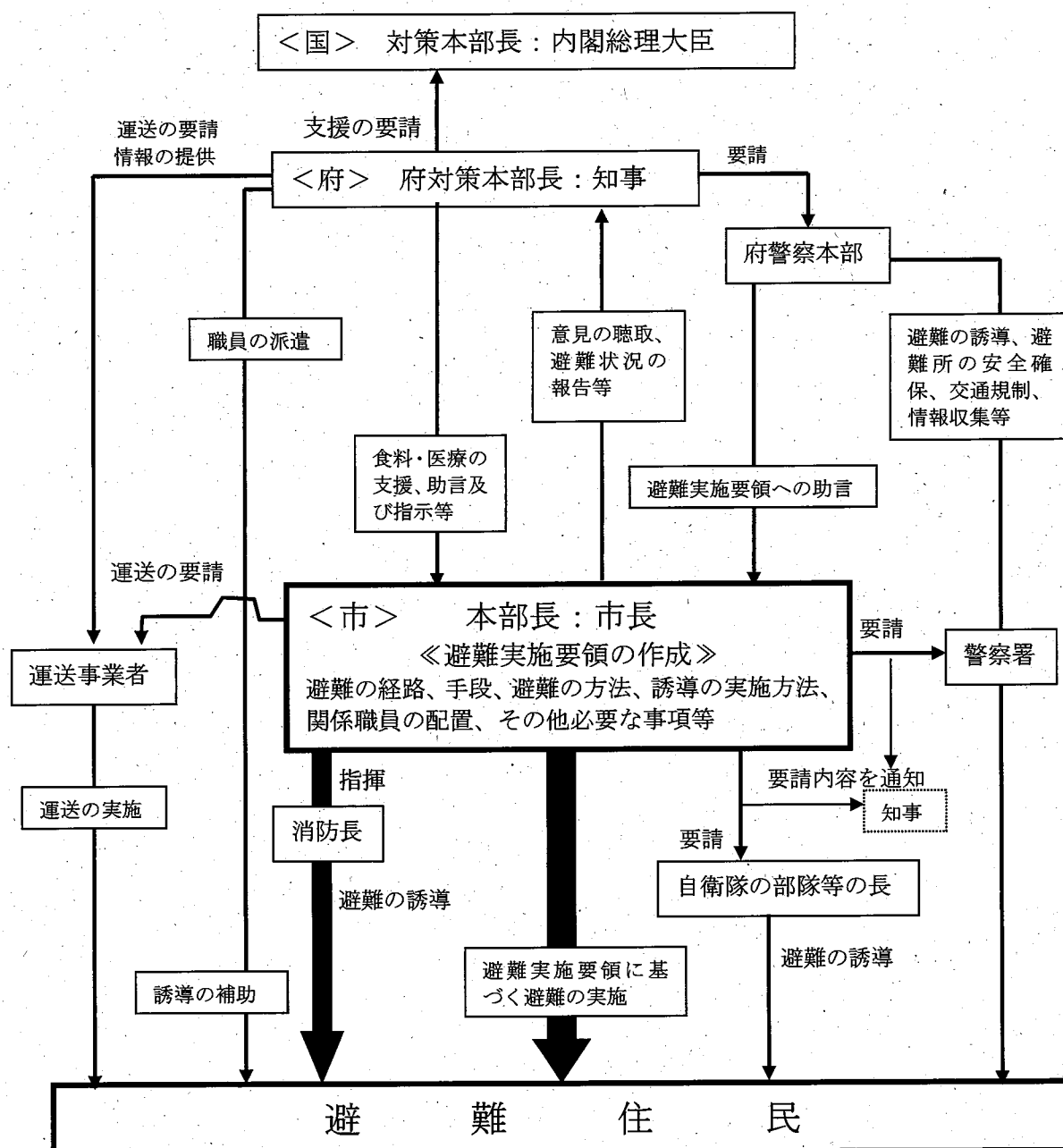
避難誘導を行う市職員、消防職員、消防団員は、法第70条の規定により、避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助を行うよう協力を要請することが

できる。この際、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分配慮する。

(17)避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難の指示の伝達に準じて避難の指示の解除を伝達するとともに、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

【避難誘導に関する措置関連図】



避難イメージ

京 都 府

城 陽 市

市 民 等

避難準備段階

警 報 の 通 知

- ・武力攻撃事態等の現状及び予測
- ・武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域等

交通手段の確保

避難の指示

- ・住民避難が必要な地域
- ・住民の避難先となる地域
- ・主要な避難の経路
- ・避難のための交通手段等

避難実施要領

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法
- ・避難住民の誘導の実施方法等

避難準備

- テレビ、ラジオ等の情報手段の確保等

※ゲリラ、特殊部隊、弾道ミサイル、航空機攻撃（NBC 攻撃含む）等の場合、避難、屋内避難の指示あり

避難所開設

避難実施段階

交通規制の実施

避難住民の誘導・支援

避難住民の誘導

- ・食料、飲料水、医療及び情報等の提供
- ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する避難住民の搬送
- ・人員の整理・掌握や必要事項の伝達
- ・残留者の有無の確認及びその保護
- ・避難の伴う混雑等における危険事態の発生防止等

徒歩・公共交通機関等による避難

一時集合場所

避難 確保した交通手段による

自家用車の使用
(要配慮者等)

避難所

5 武力攻撃事態に応じた対応

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

対策本部長

警報の発令、避難措置の指示

(その他、記者会見等による国民への情報提供)

知 事

避 難 の 指 示

市 長

避 難 実 施 要 領 の 策 定

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市域に着弾の可能性があるり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊や府警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、市民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、市民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要である。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、府、府警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

- ④ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

- ⑤ 昼間の市街地において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動をとるとともに、府警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、市民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、市民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識をもってもらうことが必要である。

- ⑥ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

(3) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、府の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第4章 救援

1 救援の実施

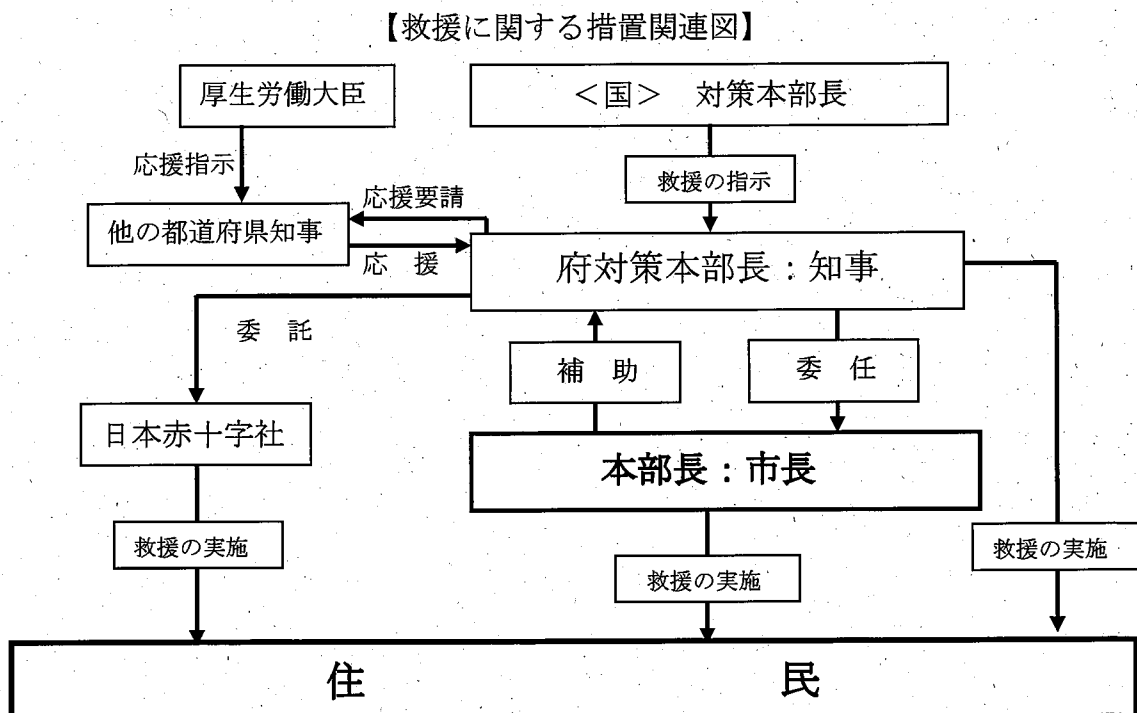
(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知を受けたときは、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の搜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の搜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。



2 関係機関との連携

(1) 府への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、府内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び府国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

また、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における府との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、府と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

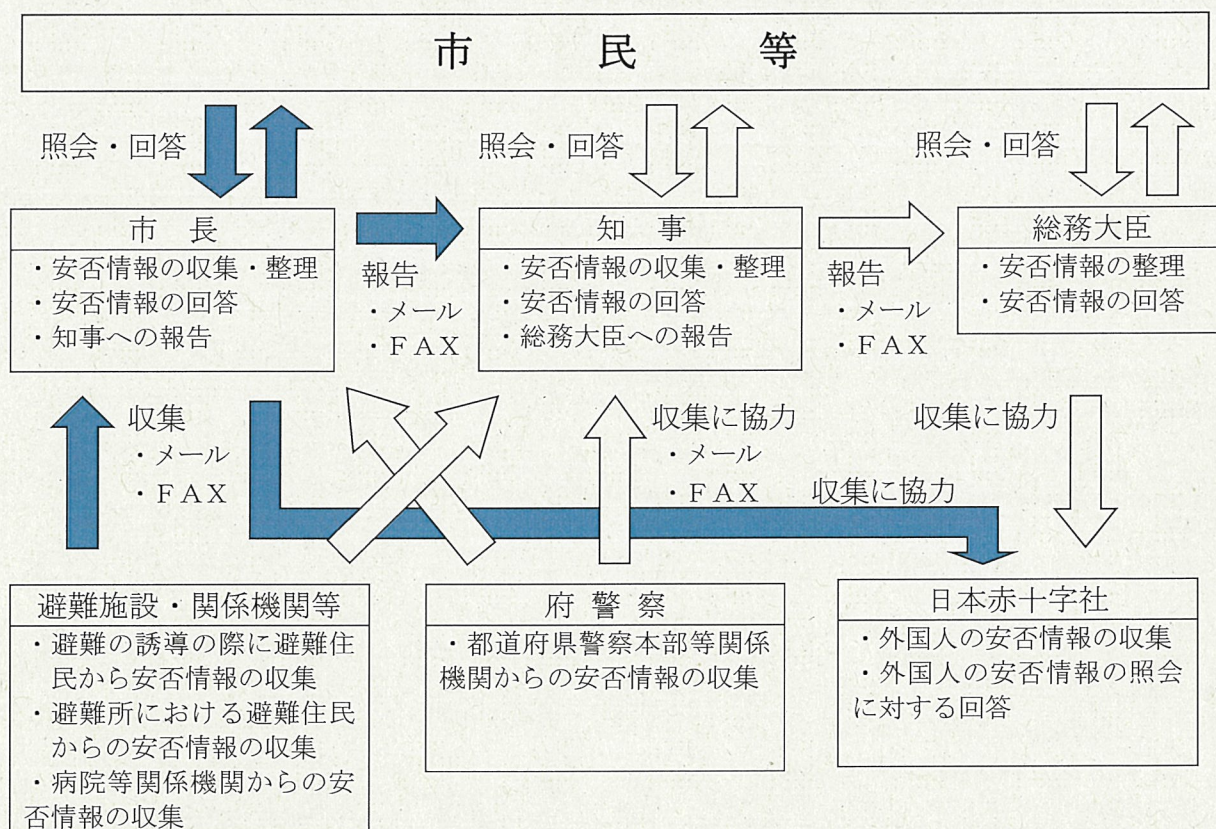
(3) 備蓄物資等の供給

市長は、他の市町村から避難住民等を受け入れたときは、避難住民等の救援のため府と連携して、市が備蓄している物資又は資材を供給する。

第5章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を考慮し、個人情報の保護及び報道の自由に十分配慮して行うこととし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報の収集、整理及び提供の流れ】



※安否情報収集項目については、第2編第3章4（1）「安否情報の種類、収集及び報告の様式」を参照

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から市が把握している医療機関、学校等からの情報収集、府警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請することができる。なお、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理する。

2 府に対する報告

市は、府への報告に当たっては、原則として、安否情報システムにより報告するとともに、同システムによる報告ができない場合に、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで府に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に市民及び関係機関等に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者が本人であることを確認する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住基カード等）により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令第4条に規定する様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。
- ④ 市は、電話、FAX、電子メール等での照会の場合は、照会者の住所、氏名、性別及び生年月日について、所在地の市町村の市役所等に問い合わせ確認すること等により本人確認を行い、照会者に対して折り返し電話等により回答する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 市は、職員に対し、個人の情報である安否情報の取扱いについて、十分留意すべきことを周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社京都府支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 安否情報伝達手段の活用

市は、「NTT災害用伝言ダイヤル」、「NHK安否放送」、「災害用伝言板(web171)」及び「各種携帯電話の伝言ダイヤル」など災害時の安否情報の伝達システム等を市民に紹介し、その利用に資する。

第6章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しつつ他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や府等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長等への通報

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。この際、市長に通報することができない場合は、速やかに知事に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から市民の生命又は身体等に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、退避の指示や警戒区域の設定などの応急の措置を実施することから、これらの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、法第111条第1項の規定により、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者等に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

2 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、市民に対し退避（目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む。）に逃れることをいう。）の指示を行う。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、市民に危険が及ぶことを防止するため、府の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合等においては、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の市民に退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【屋内退避の指示について】

市長は、市民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① N B C 攻撃と判断されるような場合において、市民が何ら防護手段もなく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う

- ② 市長は、知事、警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴う必要な活動について調整を行う。

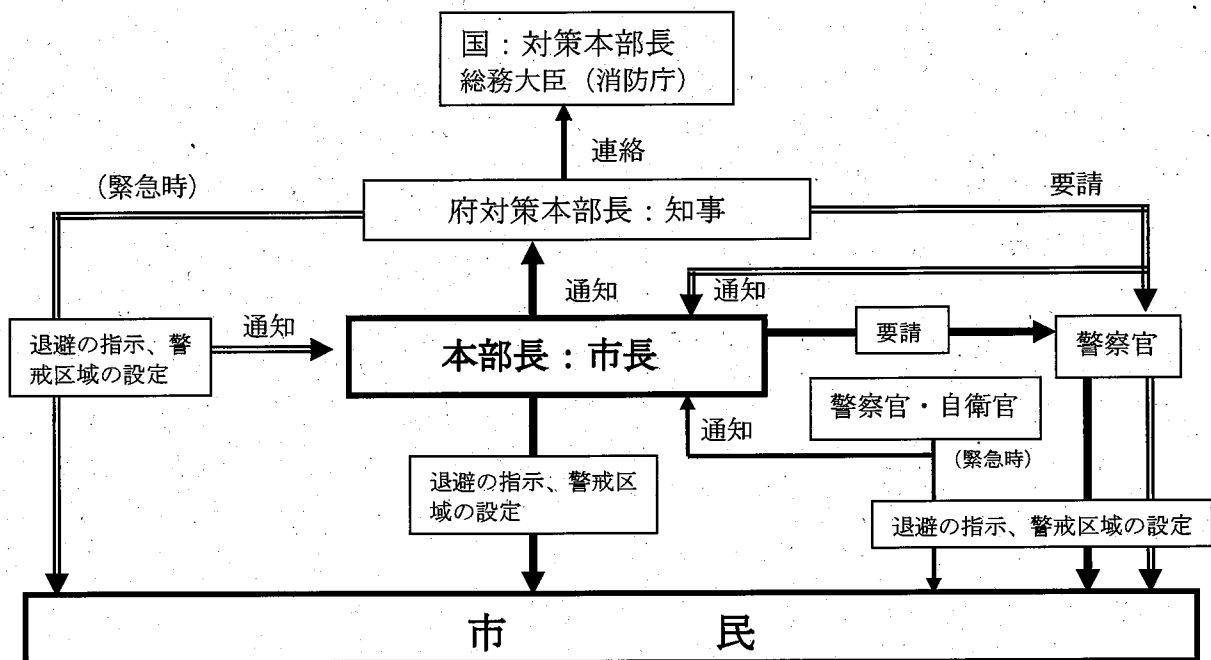
(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び府からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び府警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて府警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

【応急措置等（退避の指示、警戒区域の設定）に関する措置関連図】



3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における府警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染した可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、市民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、府警察、消防機関等と連携して、車両及び市民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域の設定を行った理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴う必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

4 応急公用負担等

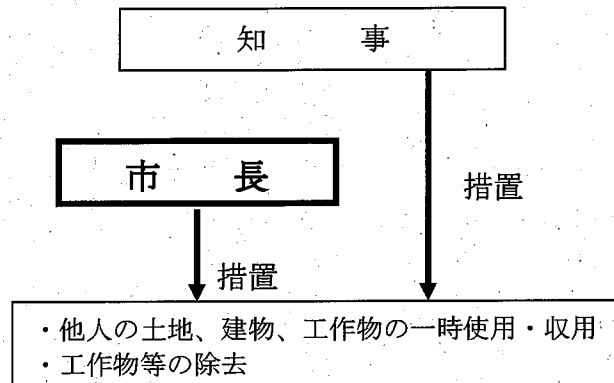
市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

- (2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、

保管し、所定の事項を公示)

【応急公用負担等に係る措置関連図】



5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、府警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、他の市町村長等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要すると判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動の求め又は指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど、府受援計画等に基づき消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動の求め又は指示が行われた場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、府知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

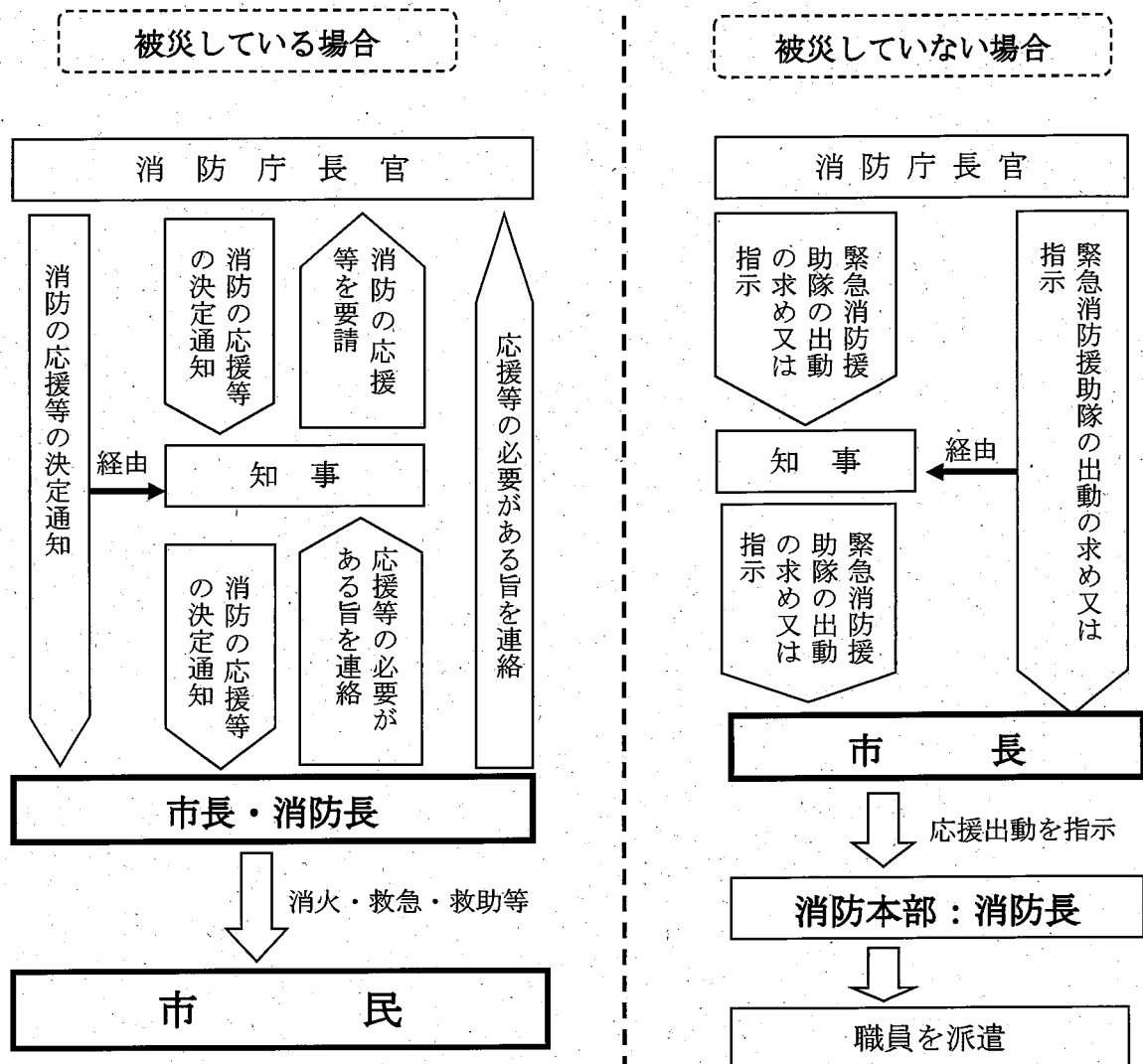
(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び府対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、府警察等と連携した活動体制を確立するなど、安全確保のための必要な措置を行う。

その際、市長は、必要により現地に職員を派遣して、消防機関、府警察、自衛隊等とともに現地調整所を設けて各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

- ② 市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ③ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ④ 市長又は消防長は、現場で活動する消防職員及び消防団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

【消防に関する措置関連図】



第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、府その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を府と連携して収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、府警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(4) 一部事務組合の生活関連等施設の安全の確保

一部事務組合を構成している城南衛生管理組合の施設について、他の構成市町及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

【危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置】

	(1) 市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）（国民保護法施行令第29条）
【措置】	① 危険物の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3） ② 危険物の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号） ③ 危険物の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の市民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、府を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、府警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、府に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び府との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を府に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行うしつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、府山城北保健所及び府警察等の関係機関と連携するとともに、消毒等の措置を保健所と連携して行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集など

の活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に察知されることがなく散布することが可能であるとともに発症するまでに潜伏期間があり、生物剤による感染者が感染から発症までの間に移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性が大である。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 汚染防止に係る市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、府警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2 号	生活の用に供する水	公営企業管理者に対し、以下を命ずる。 ・給水の制限又は禁止 施設管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止 使用者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止
3 号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5 号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6 号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

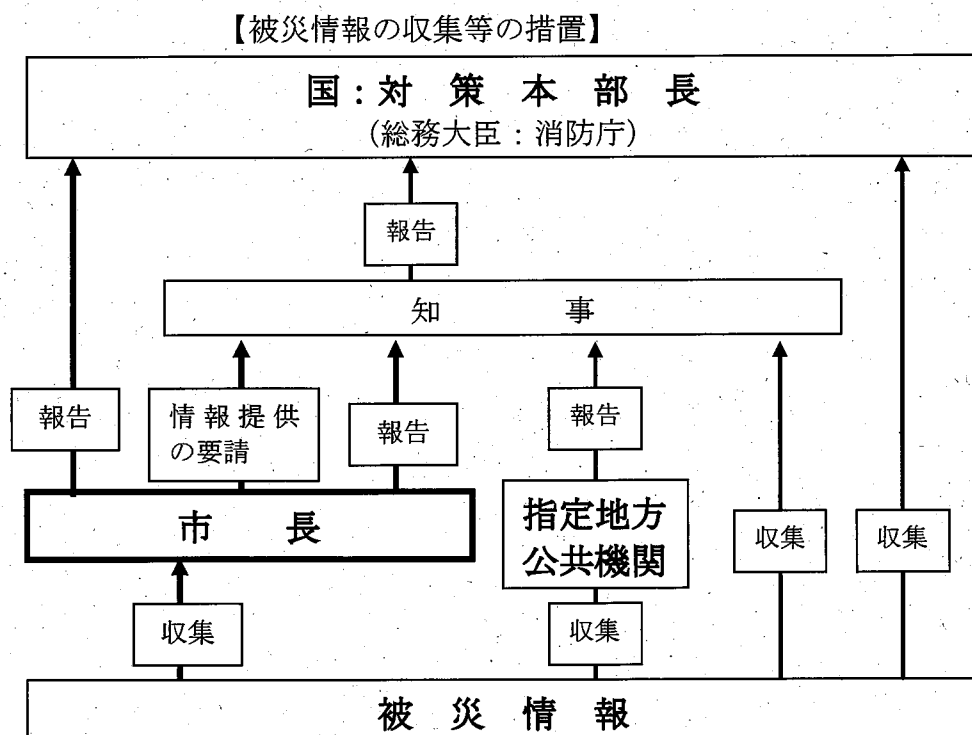
市長又は消防長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や府から積極的に収集し、当該情報を速やかに提供して、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第7章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- ① 市は、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、府警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行うとともに、府に対して市域に関する情報提供を要請する。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、府及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により府が指定する時間に府に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、府及び消防庁に報告する。



第8章 保健衛生の確保その他の措置

市は、府及び関係機関等と連携して避難所等の保健衛生の確保を図るとともに、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、府と連携し医師、歯科医師、保健師、栄養士等の保健医療関係者による巡回健康相談、指導等を実施するとともに、必要に応じ健康相談窓口を設置して、当該地域の衛生状況の保全、避難住民の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、府等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等を防止するため、府と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、府と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足し、または不足すると予想される場合については、日本水道協会京都府支部を通じて水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を府と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、府と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「城陽市災害廃棄物処理計画」を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足するか、または不足すると予想される場合については、府に対して他の市町村との応援等に係る要請を行う。

第9章 文化財の保護

城陽市に所在する多数の文化財は、貴重な国民的財産であり、永く将来に伝えていかなければならないものである。市は、国、府などの関係機関や文化財の所有者及び管理団体等と連携・協力して、武力攻撃災害からこれら文化財を守るため、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 文化財の保護

市教育委員会は、市の区域に存する重要文化財等(重要文化財、史跡名勝天然記念物、国登録文化財等)、府指定・登録文化財等、及び城陽市指定文化財(以下「文化財」という。)を武力攻撃災害から守るため、文化財保護法及び京都府文化財保護条例、城陽市文化財保護条例に基づき、適切な措置を講じる。

また、市は、武力攻撃災害からの文化財の保全策について、府及び国とも連携し、協議・検討を行うものとする。

(1) 文化財の所有者及び管理団体等との連携

市教育委員会は、文化財の所有者及び管理団体等との連携強化に努める。

(2) 災害発生時における緊急措置等に係る指針の内容の周知・指導

市教育委員会は、文化財の所有者及び管理団体等に対し文化庁が定めた「重要文化財(建造物)耐震診断指針(平成13年3月文化庁文化財部編)」及び「文化財(美術工芸品等)の防災に関する手引き(平成9年6月文化庁文化財保護部編)」を周知し、指導を行うとともに、「城陽市地域防災計画」風水害等対策計画・地震対策計画編(城陽市防災会議編集発行)に記載する防災対策とも併せ、日常的な防災体制の確立を図ることを通じて、武力攻撃事態等における文化財等の保護を図る。

(3) 文化財の被災情報等の連絡等

- ① 市及び市教育委員会は、文化財の所有者及び管理団体等に対し警報や避難の指示などの情報を、迅速かつ的確に伝達する。
- ② 市教育委員会は、文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、文化財の滅失、き損その他の被害に関する情報を、速やかに府教育委員会をはじめとする関係機関並びに文化財の所有者及び管理団体等に対し連絡する。
- ③ 市教育委員会は、警報や避難の指示や文化財の被災情報の連絡を受けた場合は、文化財の所有者及び管理団体等と連携をして文化財の保全のため、必要な措置を講じる。

2 文化財の応急対策

文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、市教育委員会は、安全の確保に十分に配慮の上、必要に応じて職員の現地への派遣や関係機関及び府文化財保護指導委員の協力等により、被害状況等の情報を収集する。

また、文化財の所有者又は管理団体等や関係機関と連携して、以下の応急措置を速やかに講じることができるよう努めるとともに、重要文化財等が被害を受けた場合は、直ちに府教育委員会を通じて文化庁長官に報告する。

- (1) 被害がときは所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急措置を施す。
- (2) 被害が大きいときは損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。
- (3) 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。
- (4) 美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

3 文化財の復旧

市及び市教育委員会は、武力攻撃災害により、文化財に被害が発生したときは、被害状況及び周辺の状況を勘案しつつ、迅速に現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づく復旧計画の策定に努め、国等に対し早急な復旧等に必要な措置を講じるよう要請する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等における国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために府等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、府教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、市立幼稚園保育料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 関係機関との連携による措置

市は、被災者等の就労状況の把握と雇用の確保、生活再建資金の融資等、心の健康対策及び風評被害の防止・軽減施策について、府や関係機関との連携を緊密にして避難住民等の生活安定等に資する措置を講ずる。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた供給停止等の必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

市は、自ら管理する道路及び下水道等の機能が十分に発揮されるよう、施設の状況確認、安全の確保を行い、適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理するため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

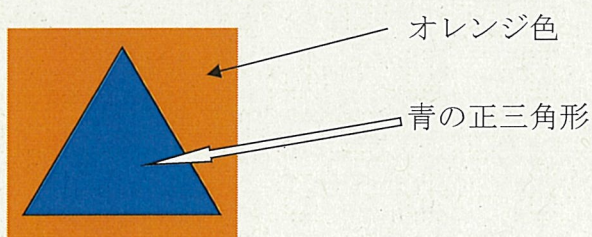
(1) 基本的な考え方

市長及び消防長は、国の定めた「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 3 2 1 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成し、特殊標章等の交付及び管理を行う。

(2) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）



イ 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

表面

 (この証明書を交付等 する許可者の名を記 載するための余白) 	
身分証明書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel	
氏名/Name _____	
生年月日/Date of birth _____	
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as	
交付等の年月日/Date of issue _____	証明書番号/No. of card _____
許可者の署名/Signature of issuing authority _____	
有効期間の満了日/Date of expiry _____	

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type _____		

所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）

(3) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、以下の者に対し、特殊標章等を交付し、使用させる。

① 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(4) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、府及び日本赤十字社と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等及び赤十字標章等の使用の意義及びその使用に当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

【特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務、業務又は協力に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用し、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への交換等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 府に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、府に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する上下水道施設等のライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、府に対して応援を求め、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を府に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって府と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、府と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法の規定で原則として国が負担することとされており、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令の定めに従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令の定めに従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、府の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、府に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 他の地方公共団体からの応援に対する費用の支弁

市は、国民保護措置を実施するため、市による応援の求めに基づき他の市町村長等又は他の都道府県知事等から応援を受けた場合は、その応援に要した費用を支弁する。

5. 消防庁長官等からの指示による消防の応援等を受けた場合の費用の支弁

市は、国民保護措置を実施するため、消防庁長官等からの指示を受けた他の市町村から、消防の応援又は支援を受けた場合、その応援又は支援に要した費用を支弁する。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、警報の内容の通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

市国民保護計画に係る用語集

用 語	意 味
安定ヨウ素剤	原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した放射能を持たないヨウ素のこと。事故等で放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。これを防ぐために安定ヨウ素剤をあらかじめ服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たしておくことにより、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素は、甲状腺には取り込まれず、大部分は体外に排出され、放射線障害の発生を極力防止する。
e ラーニング	パソコンやインターネットなどを利用した教育のこと。
NBC（エヌビーシー）攻撃	核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃のこと。核（Nuclear）、生物（Biological）、化学（Chemical）の頭文字からNBCという。
NTT災害用伝言ダイヤル	災害用伝言ダイヤル（171）は、被災地の方などの電話番号および携帯電話等の番号をキーとし、安否等の情報を音声情報として蓄積し録音・再生するボイスメールのこと。
核兵器	核反応による爆発を大量破壊に用いる目的で作られた兵器の総称。原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾など。
化学剤	化学兵器等に用いられる人体等に有害な化学物資。神経剤（サリン、タブン、ソマン、VX等）、びらん剤（イオウマスタード、窒素マスタード、ルイサイト等）、血液剤（シアン系（青酸）等）、窒息剤系（塩素、ホスゲン等）などがある。
基本指針	政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のことで、指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となるもの。（国民保護法第32条）
危険物質等	引火・爆発又は空気中への飛散・周辺地域への流出により、住民の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質で、危険物、毒物・劇物、火薬類、高圧ガス、毒薬・劇薬など
緊急消防援助隊	大規模災害発生時に、全国の消防機関から必要な消防隊員、救助工作車などの消防車両及び資機材等を災害地に派遣し、災害に対処することを目的に結成される部隊のこと。（消防組織法第45条）
緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）	行政専用回線である総合行政ネットワークを利用した国と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム

緊急通報	武力攻撃災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに、武力攻撃災害の現状及び予測や住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項を、都道府県知事が発令するもの。（国民保護法第99条）
ゲリラ	小部隊による奇襲などで敵を混乱させる戦法。また、その部隊や戦闘員のこと。
国際人道法	武力紛争という敵・味方に分かれて戦っている極限的な状況において、お互いが最低限守るべき人道上のルールを定めたもの。主要な条約として「1949年のジュネーヴ4条約」と「1977年の2つの追加議定書」がある。
国民の保護のための措置（国民保護措置）	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等のこと。（国民保護法2条）
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会（国民保護法第37条～40条）
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して定める計画（国民保護法第36条）
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針等に基づき定める計画（国民保護法第33条～35条）
国民保護等派遣	防衛大臣が、都道府県知事から国民保護法第15条の規定に基づく要請を受けた場合や、国の対策本部長から求めがあった場合に実施する自衛隊の派遣（自衛隊法第77条の4）
国民保護法	正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定

災害対策基本法	国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律
指定行政機関	政令で指定された以下の国の機関のこと。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁（事態対処法第2条第5号）
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で政令及び内閣総理大臣公示で152法人が指定されている。（平成30年4月1日現在）（武力攻撃事態対処法第2条第7号）
指定地方行政機関	政令で指定された以下の指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関のこと。 沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局（武力攻撃事態対処法第2条第6号）
指定地方公共機関	都道府県知事が指定する当該都道府県の区域内で電気、ガス、運送、通信その他の公共的事業を営む法人。府では、平成18年4月1日現在で、23機関を指定している。（国民保護法第2条第2項）
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織
ジュネーヴ諸条約	1949年のジュネーヴ4条約のことで、①陸上の傷病兵の保護に関する第一条約、②海上の傷病兵の保護に関する第二条約、③捕虜の待遇に関する第三条約、④文民の保護に関する第四条約からなる。（外務省HPから）

ジュネーヴ諸条約追加議定書	第一追加議定書は、締約国間に生じる国際的な武力紛争や占領の事態に適用され、第二追加議定書は、締約国の軍隊と反乱軍との間に生じる非国際的な武力紛争に適用される。（外務省HPから）
生活関連等施設	武力攻撃等を受けると、周囲に多大な被害を及ぼしたり、府民生活に大きな影響を与える施設のこと、ダムや発電所、火薬類や毒劇物等を多量に取り扱う施設（国民保護法第102条）
生物兵器	人間・動物・植物に有害な細菌・ウイルスなどを散布する兵器。細菌（炭疽菌、コレラ菌）、ウイルス（天然痘ウイルス）、リケッチア（Q熱リケッチア）、毒素を生じる細菌（ボツリヌス菌毒素）などがある。
全国瞬時警報システム（J-ALERT）	津波警報、気象警報、武力攻撃の警報等の即時対応が必要な情報を、市町村防災行政無線を用い、全住民に瞬時かつ一斉に伝達するシステム
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のことで、以下の事項が記載される。 ・武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実 ・武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針 ・対処措置に関する重要事項（事態対処法第8条）
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置など。（事態対処法第2条第8号）
ダーティボム（汚い爆弾）	放射性物資を爆薬により広範囲に拡散させ、被害をもたらす兵器
治安出動	一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動。命令による治安出動（自衛隊法第78条）と要請による治安出動（自衛隊法第81条）がある。
テロ	政治的又は社会的な目的を達成するために、政府、民間人又はその一部に対し脅威を与え、または威圧することを企図して人間又は財産に対して非合法的な形で武力を行使すること。
特殊部隊	特殊作戦遂行のために編成、装備された小編成の軍事組織

トリアージ	多数の負傷者が発生した場合、負傷者の重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。
非常通信協議会	自然災害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的として、総務省が中心となり国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する連絡会のこと。（電波法第74条の2）
避難実施要領	避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領
避難先地域	国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）（国民保護法第52条第2項）
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃のこと。（事態対処法第2条1号）
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。（国民保護法第2条）
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（事態対処法第2条）
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（事態対処法第2条）
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態（事態対処法第2条）
防衛出動	武力攻撃事態において、我が国を防衛するため必要があると認めるときに内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動（自衛隊法第76条）
要避難地域	国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域（国民保護法第52条第2項）
ライフライン施設	水道、下水道、電気、ガス、通信などの国民生活に関連する施設のこと。
利用指針	武力攻撃事態等において対処措置の的確かつ迅速な実施を図るため、港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域、電波の利用に関し、国の対策本部長が定める指針のこと。（特定公共施設利用法）